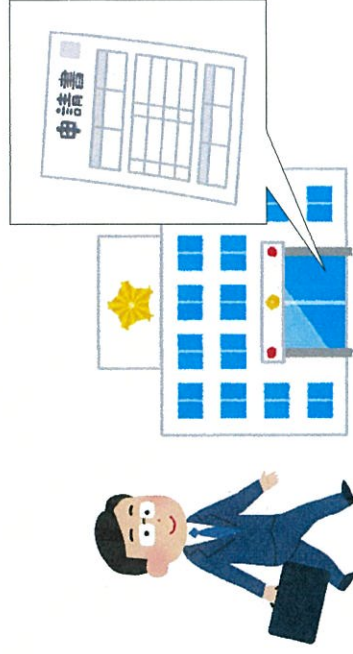
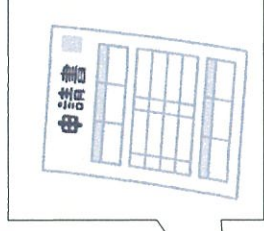


道路交通法「制限外積載許可」の申請について、一部オンライン申請が可能となりました。

【従来】すべて出発地警察署の窓口等にて申請



オンライン



【令和4年1月4日～】一部オンライン申請が可能

オンライン可能な対象となる申請が限られています

※**交付される許可証は、
従来通り、出発地警察署
の窓口等にて受け取る
必要があります。**

許可証は電子化に
対応していません。

1. オンライン申請先

オンライン申請は『**警察行政手続サイト**』から行うことができます。

<https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0200/01/06.html>

埼玉県、石川県、岡山県、山口県は別サイトがあります。←上記リンク先から各県サイトのリンクを確認できます。

警察行政手続サイト

2. 対象となる申請

1. **過去に許可を受けた申請**であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - (1) 許可を受けた期間を変更（例：期間の延長、日時の変更）するための申請
 - (2) 運転者の追加又は変更を行うための申請
 - (3) 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更を行うための申請
2. 許可期間を除き、**過去に許可を受けた申請と同一内容の申請**

【必要書類】

- ① 制限外積載許可申請書
- ② 過去に交付された許可証に関する書類
- ③ その他必要な書類

※「埼玉県」及び「岡山県」では、県独自のオンライン申請システムにより、新規を含む全ての制限外積載許可申請を受け付けています。